

改 正 後					改 正 前				
別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表					別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表				
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）					1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
② (.、 中心市街地整備 推進機構又は都 市再生推進法人 である旨を含 む。)	※ (1) (2) イ ロ (3) (4) (5) (6) 都市再生特別措 置法第119条第4 号に掲げる業務を 行う同法第118条 第1項に規定する 都市再生推進法人	② (.、 中心市街地整備 推進機構又は都 市再生整備推進 法人である旨を 含む。)	※ (1) (2) イ ロ (3) (4) (5) (6) 都市再生特別措 置法第74条第4号 に掲げる業務を行 う同法第73条第1 項に規定する都市 再生整備推進法人
⑨ <u>マンション の建替え等の 円滑化に関す る法律</u> （以下 「マンション 建替法」とい う。）（平成14 年法律第78 <u>措置法令20条 の2 9項</u>	※1、マ ンション建替法第2 条第1項第4号に規 定する <u>マンション建 替法</u> で定めるところ に従って行われる。 ※2	⑨ <u>マンション の建替えの円 滑化等に関す る法律</u> （以下 「マンション 建替法」とい う。）（平成14 年法律第78	※1、マ ンション建替法第2 条第1項第4号に規 定する <u>同法</u> で定める ところから従って行 われる ※2

改 正 後					改 正 前				
号) 第15条第1項若しくは第64条第1項若しくは第3項の請求若しくはマンション建替法第56条第1項の申出に基づくマンション建替事業(※1)のマンション建替法第2条第1項第5号に規定する・					号) 第15条第1項若しくは第64条第1項若しくは第3項の請求若しくは同法第56条第1項の申出に基づくマンション建替事業(※1)の同法第2条第1項第5号に規定する・				
<u>⑨の③</u> マンション建替法第124条第1項の請求に基づくマンション敷地売却事業(※)を実施する者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの	<u>(1) 当該マンション敷地売却事業に係るマンション建替法第113条に規定する認定買受計画に※に掲げる事項のうちいずれかの事項の記載があること及び当該記載がされた※の(1)のマンションが新たに建</u>	<u>土地等の買取りをするマンション敷地売却事業を実施する者</u>	<u>措置法31条の2 2項9号の2</u> <u>措置法令20条の2 10項</u> <u>措置法規則13条の3 1項9号の2・4項</u>	<u>※ 「マンション敷地売却事業」とは、マンション建替法第2条第1項第9号に規定するマンション建替法で定めるところに従って行われるマンション敷地売却に関する事業のうち、当該事業に係るマンション建替法第113条に規定する認定買受計画に、次に掲げる事項のうちいずれかの事項(認定買受</u>	(新 設)				

<p> <u>築されること</u> <u>又は当該記載</u> <u>がされた※の</u> <u>(2)若しくは(3)</u> <u>の施設が整備</u> <u>されることに</u> <u>つき都道府県</u> <u>知事(市の区</u> <u>域内にある</u> <u>は、当該市の</u> <u>長)の証明を</u> <u>受けた旨を証</u> <u>する書類</u> (四) <u>当該土地等</u> <u>をマンション</u> <u>建替法第124</u> <u>条第1項の請</u> <u>求に基づき当</u> <u>該マンション</u> <u>敷地売却事業</u> <u>の用に供する</u> <u>ために買い取</u> <u>った旨を証す</u> <u>る書類</u> </p>	<p> <u>土地等の買</u> <u>取りをする</u> <u>マンション</u> <u>敷地売却事</u> <u>業を実施す</u> <u>る者</u> </p>		<p> <u>計画に風俗営業等の</u> <u>規制及び業務の適正</u> <u>化等に関する法律第</u> <u>2条第1項に規定す</u> <u>る風俗営業又は同条</u> <u>第5項に規定する性</u> <u>風俗関連特殊営業の</u> <u>用に供する施設に関</u> <u>する事項と併せて記</u> <u>載がされたものを除</u> <u>く。)の記載がある</u> <u>ものに限る。</u> (1) <u>マンション建替</u> <u>法第109条第1項</u> <u>に規定する決議要</u> <u>除却認定マンショ</u> <u>ンを除却した後の</u> <u>土地(以下この項</u> <u>において「除却後</u> <u>の土地」という。)</u> <u>に新たに建築され</u> <u>るマンション建替</u> <u>法第2条第1項第</u> <u>1号に規定するマ</u> <u>ンション(良好な</u> <u>居住環境を備えた</u> <u>ものとして、その</u> <u>住戸の規模及び構</u> <u>造が国土交通大臣</u> <u>が財務大臣と協議</u> <u>して定める基準に</u> <u>適合する場合に限</u> </p>						
---	--	--	---	--	--	--	--	--	--

改 正 後					改 正 前				
				<p>る。)に関する事項</p> <p>(2) 除却後の土地において整備される道路、公園、広場、下水道、緑地、防水若しくは防砂の施設又は消防の用に供する貯水施設に関する事項</p> <p>(3) 除却後の土地において整備される公営住宅法（昭和26年法律第193号）第36条第3号ただし書の社会福祉施設若しくは公共賃貸住宅又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第6項に規定する公共公益施設、特定優良賃貸住宅若しくは登録サービス付き高齢者向け住宅に関する事項</p>					
⑨の4 マンション敷地売却事業（※1）	イ) 当該マンション敷地売却事業に係るマ	土地等の買取りをするマンション	措置法31条の2 2項9号の2	※1 「マンション敷地売却事業」とは、上記⑨の3の※と同	(新 設)				

<p>に係るマンション建替法第141条第1項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画(※2)に基づく、当該マンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの</p>	<p>ンション建替法第113条に規定する認定買受計画上記(9の3)の※に掲げる事項のうちいずれかの事項の記載があること及び当該記載がされた上記(9の3)の※の(1)のマンションが新たに建築されること又は当該記載がされた上記(9の3)の※の(2)若しくは(3)の施設が整備されることにつき都道府県知事(市の区域にあっては、当該市長)の証明を受けた旨を証する書類</p> <p>(四) 当該土地等をマンション建替法第141条第1項の認</p>	<p>敷地売却事業を実施する者</p> <p>土地等の買取りをするマンション敷地売却事</p>	<p>措置法令20条の2 10項 措置法規則13条の3 1項 9号の2・4項</p>	<p>様である。</p> <p>※2 「分配金取得計画」が、マンション建替法第145条において準用するマンション建替法第141条第1項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のものをいう。</p>						
---	---	---	--	---	--	--	--	--	--	--

改 正 後					改 正 前				
	可を受けた同 項に規定する 分配金取得計 画に基づき当 該マンション 敷地売却事業 の用に供する ために買い取 った旨を証す る書類	業を実施す る者							
⑩	(イ) (ロ) 措置法令20条 の2 11項・ 12項 措置法規則13 条の3 1項 10号・5項	※1 (1) (2) (3) ※2	⑩	(イ) (ロ) 措置法令20条 の2 <u>10項</u> ・ 11項・12項 措置法規則13 条の3 1項 10号・ <u>4項</u>	※1 (1) (2) (3) ※2
⑪	(イ) (ロ) (上 記⑥～ <u>9の2</u> 、⑩、 下記⑫～⑬に 掲げる譲渡に 該当するもの を除く。) 措置法規則13 条の3 1項 11号・ <u>6項</u>	※ (1) (2) (3) (4)	⑪	(イ) (ロ) (上 記⑥～ ⑩、下記⑫～ ⑬に掲げる譲 渡に該当する ものを除く。) 措置法規則13 条の3 1項 11号・ <u>5項</u>	※ (1) (2) (3) (4)
⑫	(イ) (ロ) (ハ) (ニ) 措置法規則13 条の3 1項 12号・ <u>7項</u>	※1 ※2 (1) (2) イ ロ ※3 ※4	⑫	(イ) (ロ) (ハ) (ニ) 措置法規則13 条の3 1項 12号・ <u>6項</u>	※1 ※2 (1) (2) イ ロ ※3 ※4

⑮	(イ)	※1。
	(イ)	(ロ)	※2。
。	(ハ)	措置法規則13	※3。
	(ロ)	(ニ)	条の3 1項	(1)
	A。			15号・2項・	(2)
	B。			<u>8項</u>	(3)
	C。				※4。
	D。					
	E。					
	(ハ)。					
	(ニ)。					

⑮	(イ)	※1。
	(イ)	(ロ)	※2。
。	(ハ)	措置法規則13	※3。
	(ロ)	(ニ)	条の3 1項	(1)
	A。			15号・2項・	(2)
	B。			<u>7項</u>	(3)
	C。				※4。
	D。					
	E。					
	(ハ)。					
	(ニ)。					

改正後					改正前				
別表2 収用証明書の区分一覧表					別表2 収用証明書の区分一覧表				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	区分	内容	発行者	根拠条項	備考
①	※1	①	※1
②	③から④まで及び⑥から④⑧の③までに該当するものであるも、 ※2	②	③から④まで及び⑥から④⑧の②までに該当するものであるも、 ※2
③	※1 ⑤から④まで及び④から④⑧の③までに該当するものとして証明を受けたものを除く。 ※2 (1) (2) (3) (4)	③	※1 ⑤から④まで及び④から④⑧の②までに該当するものとして証明を受けたものを除く。 ※2 (1) (2) (3) (4)
②⑥	※	②⑥	※
(イ)				(イ)			
(ロ)				(ロ)			
(ハ)				(ハ)			
					(ニ)	社会福祉法人			

改 正 後					改 正 前				
	<p>等の総合的な提 供の推進に関する法律（平成18年法律第77号） 第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次の（ホ）において同じ。）</p> <p>（ハ） 地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る児童福祉法第39条第1項に規定する保育所</p> <p>（ニ） 地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する同項第1号に規定する施設のうち利用定員が10人以上であるもの</p>					<p>（ロ） 地方公共団体の設置に係る児童福祉法第39条第1項に規定する保育所</p> <p>（ハ） 社会福祉法人の設置に係る児童福祉法第39条第1項に規定する保育所で乳児又は幼児を通じて20人以上を入所させるもの</p>			

<p>(ホ) 学校法人の設置に係る幼保連携型認定こども園</p>					<p>(ニ) 学校法人の設置に係る幼保連携施設を構成する児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち乳児又は幼児を通じて20人以上を入所させる当該保育所</p>						
<p>・ ・ ・</p>	<p>(48の3) 都市計画法第11条第1項第12号《都市施設》に掲げる一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合 (※)</p>	<p>(イ) 当該土地及び資産が当該事業の用に供される土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明 (ロ) 当該土地及び資産が当該事業に係る一団地の復興再生拠点市街地形成施設について都市計画法第11条第2項の規定により都市計画に定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明(代行買取(45の2)の「備考」欄の※4参</p>	<p>国土交通大臣(当該事業の施行者が市町村である場合には、福島県知事)</p>	<p>措置法33条1項2号、33条の21項1号措置法規則14条5項4号の9</p>	<p>※ 施行者は、地方公共団体である。</p>	<p>・ ・ ・</p>	<p>(新設)</p>				

改正後					改正前				
		照)の場合にあ っては、当該代 行買収を行う者 の名称及び所在 地の記載がある もの)							
⑫ イ ロ	※、 ④から④⑤の② まで及び④⑦ から④⑧の③ までに該当 するもので ある場合に おいて、..。	⑫ イ ロ	※、 ④から④⑤の② まで及び④⑦ から④⑧の② までに該当 するもので ある場合に おいて、..。

改 正 後				
別表 4				
特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
③	<p>.....、平成6年1月1日から平成29年12月31日までの間に、.....</p> <p>(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ)</p>	※
③の2	<p>.....、平成6年1月1日から平成29年12月31日までの間に、.....</p> <p>(イ) (ロ) (ハ)</p>	※
⑩	<p>地方公共団体又は都市再生特別措置法第118条第1項に規定する都市再生推進法人(※1)が同法第46条第1項に規定する</p>	<p>(イ) (ロ) A B</p> <p>当該都市再生推進法人を都市再生特別措置法</p>	<p>.....</p> <p>当該都市再生推進法人を都市再生特別措置法</p>	<p>※1 都市再生推進法人は、.....。</p> <p>※2 当該事業が都市再生推進法人により行われるものである場合には、.....。</p>

改 正 前				
別表 4				
特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
③	<p>.....、平成6年1月1日から平成26年12月31日までの間に、.....</p> <p>(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ)</p>	※
③の2	<p>.....、平成6年1月1日から平成26年12月31日までの間に、.....</p> <p>(イ) (ロ) (ハ)</p>	※
⑩	<p>地方公共団体又は都市再生特別措置法第73条第1項に規定する都市再生整備推進法人(※1)が同法第46条第1項に規定する</p>	<p>(イ) (ロ) A B</p> <p>当該都市再生整備推進法人を都市再生特別措置法</p>	<p>.....</p> <p>当該都市再生整備推進法人を都市再生特別措置法</p>	<p>※1 都市再生整備推進法人は、.....。</p> <p>※2 当該事業が都市再生整備推進法人により行われるものである場合には、.....。</p>

改 正 後					改 正 前				
都市再生整備計画又は同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために、当該都市再生整備計画又は立地適正化計画の区域内にある土地等が、・・・	人である場合 ・・・当該土地等の買取りをする者が当該都市再生推進法人である旨を証する書類	第118条第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長			都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために、当該都市再生整備計画の区域内にある土地等が、・・・	である場合 ・・・当該土地等の買取りをする者が当該都市再生整備法人である旨を証する書類	第73条第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長		
⑱	・・・	（指定都市にあつては、その長）	・・・	・・・	⑱	・・・	・・・	・・・	・・・
⑳	(イ) ・・・ A ・・・ B ・・・ C ・・・ D ・・・ E ・・・ (ロ) ・・・ (ハ) ・・・ (ニ) ・・・ (ホ) ・・・ (ヘ) 風俗営業等の規制及び業	・・・ A ・・・ B ・・・ C ・・・ D ・・・ E ・・・	・・・	※1 ・・・。 ※2 ・・・。 ※3 ・・・。 ※4 ・・・。 ※5 ・・・。 ※6 ・・・。 ※7 ・・・。 ※8 ・・・。	⑳	(イ) ・・・ A ・・・ B ・・・ C ・・・ D ・・・ E ・・・ (ロ) ・・・ (ハ) ・・・ (ニ) ・・・ (ホ) ・・・ (ヘ) 風俗営業等の規制及び業	・・・ A ・・・ B ・・・ C ・・・ D ・・・ E ・・・	・・・	※1 ・・・。 ※2 ・・・。 ※3 ・・・。 ※4 ・・・。 ※5 ・・・。 ※6 ・・・。 ※7 ・・・。 ※8 ・・・。

<p>務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで又は第5号に掲げる営業に係る営業所（※7）の……</p>					<p>務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第5号までに掲げる営業に係る営業所（※7）の……</p>				
<p>⑳ ……、当該土地等に係るマンション建替法の権利変換によりマンション建替法第75条《補償金》の規定による補償金（……やむを得ない事情によりマンション建替法第56条第1項《権利変換を希望しない旨の申出等》の……）を取得するとき、又は当該土地等がマンション建替法第15条第1項《区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求》若しくは……により買い取られたとき</p>	<p>(イ) ……やむを得ない事情によりマンション建替法第56条第1項の申出を……又は当該土地等をマンション建替法第15条第1項若しくは…… (ロ) …… A マンション建替法第56条第1項の申出をした者又はマンション建替法第15条第1項若しくは……の有するマンション建替法第2条第1項第6号に規定する…… B ……</p>	<p>…… ……</p>	<p>…… ……</p>	<p>※ ……。 (1) 申出人等の有するマンション建替法第2条第1項第6号に規定する…… (2) ……</p>	<p>⑳ ……、当該土地等に係る同法の権利変換により同法第75条《補償金》の規定による補償金（……やむを得ない事情により同法第56条第1項《権利変換を希望しない旨の申出等》の……）を取得するとき、又は当該土地等が同法第15条第1項《区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求》若しくは……により買い取られたとき。</p>	<p>(イ) ……やむを得ない事情により同法第56条第1項の申出を……又は当該土地等を同法第15条第1項若しくは…… (ロ) …… A マンション建替法第56条第1項の申出をした者又は同法第15条第1項若しくは……の有する同法第2条第1項第6号に規定する…… B ……</p>	<p>…… ……</p>	<p>…… ……</p>	<p>※ ……。 (1) 申出人等の有する同法第2条第1項第6号に規定する…… (2) ……</p>

改 正 後				改 正 前				
<p>22の2) 通行障害 <u>既存耐震不適格建築物(※1)に該当する決議要除却認定マンション(※2)の敷地の用に供されている土地等につきマンション敷地売却事業(※3)が実施された場合において、当該土地等に係るマンション建替法第141条第1項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画(※4)に基づきマンション建替法第151条の規定によるマンション建替法第142条第1項第3号の分配金を取得するとき、又は当該土地等がマンション建替法第124条第1項の請求により買い取られたとき</u></p>	<p>(イ) <u>当該マンション敷地売却事業に係る決議要除却認定マンションが通行障害既存耐震不適格建築物に該当すること、当該マンション敷地売却事業に係るマンション建替法第113条に規定する認定買受計画に、決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンション建替法第2条第1項第1号に規定するマンションに関する事項の記載があること及び当該記載がされた当該マンションが新たに建築されることにつき都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長)の証明を受けた旨を証する書類</u></p> <p>(ロ) <u>マンション建替法第151条の規定によるマンション建替法第142条第</u></p>	<p><u>マンション敷地売却事業を実施する者</u></p> <p><u>マンション敷地売却事業を実施する</u></p>	<p><u>措置法34条の2</u> <u>2項22号</u> <u>の2</u> <u>措置法規</u> <u>則17条の</u> <u>2</u> <u>1項</u> <u>27号</u></p>	<p>※1 <u>「通行障害既存耐震不適格建築物」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物のうち、同法第7条第2号又は第3号に掲げる建築物であるものに限る。</u></p> <p>※2 <u>「決議要除却認定マンション」とは、マンション建替法第109条第1項に規定する決議要除却認定マンションをいう。この項において同じ。</u></p> <p>※3 <u>「マンション敷地売却事業」とは、マンション建替法第2条第1項第9号に規定するマンション建替法で定めるところに従って行われるマンション敷地売却に関する事業のうち、当該事業に係るマンション建替法第113条に規定する認定買受計画に、決議要</u></p>	<p>(新 設)</p>			

	<p>1項第3号の分配金が当該土地等に係るマンション建替法第141条第1項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画に基づき支払ったものである旨又は当該土地等をマンション建替法第124条第1項の請求により買い取ったものである旨を証する書類</p>	者		<p>除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンション建替法第2条第1項第1号に規定するマンションに関する事項の記載があるものに限る。</p> <p>※4 「分配金取得計画」が、マンション建替法第145条において準用するマンション建替法第141条第1項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のものをいう。</p>					
<p>⑳ ……鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項《特別保護地区》の規定により…</p>	<p>…</p> <p>(イ) ……</p> <p>…</p> <p>(ロ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項《特別保護地区》の規定により…</p> <p>A ……</p> <p>B ……</p>	…	<p>…</p> <p>措置法規則17条の2 1項 28号</p>	<p>※ ……。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p>	<p>⑳ ……鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14法律第88号）第29条第1項《特別保護地区》の規定により…</p>	<p>…</p> <p>(イ) ……</p> <p>…</p> <p>(ロ) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項《特別保護地区》の規定により…</p> <p>A ……</p> <p>B ……</p>	…	<p>…</p> <p>措置法規則17条の2 1項 27号</p>	<p>※ ……。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p>
<p>㉑ ……</p>	<p>(イ) ……</p> <p>(ロ) ……</p>	…	<p>…</p> <p>措置法規則17条の</p>		<p>㉑ ……</p>	<p>(イ) ……</p> <p>(ロ) ……</p>	…	<p>…</p> <p>措置法規則17条の</p>	

改 正 後					改 正 前				
			2 1項 <u>29号</u>				2 1項 <u>28号</u>		
㉔	(イ) (ロ) (ハ) 措置法規 則17条の 2 1項 <u>30号</u>	※1 ※2	㉔	(イ) (ロ) (ハ) 措置法規 則17条の 2 1項 <u>29号</u>	※1 ※2	